

附属機関等会議録

令和 6 年 3 月 4 日

会議の名称	令和 5 年度 第 1 回 島田市個人情報保護審議会	
開催日時	令和 6 年 2 月 28 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 25 分まで	
開催場所	島田市役所本庁 3 階 会議室 304	
会議の議題	<p>島田市における個人情報保護制度の運用と取組について</p> <p>（1）島田市個人情報保護制度の運用方針について （2）個人情報取扱事務届出簿の報告 （3）安全管理措置の実施状況報告 （4）漏えい等事案の報告 （5）来年度に向けて</p>	
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開（ 全部 ・ 一部 ）	
会議の全部又は一部の非公開の理由		
公開の場合の傍聴人の数	0 人	
出席者の氏名等	出席者：小西会長（オンライン出席）、尾村委員、金原委員、鈴木（久）委員、鈴木（幸）委員、蛭田委員の 6 名	
	<p>島田市における個人情報保護制度の運用と取組について</p> <p>（1）島田市個人情報保護制度の運用方針について （2）個人情報取扱事務届出簿の報告 （3）安全管理措置の実施状況報告 （4）漏えい等事案の報告 （5）来年度に向けて</p> <p>※事務局から項目ごとに説明を行い、委員から意見・質問を受付けた。</p>	
	<p>（1）島田市個人情報保護制度の運用方針について</p>	
	[質問①]	「保有個人情報保護」と「特定個人情報保護」の研修について、対象者と内容を教えて欲しい。また内容は毎年変更しているのか。
	[回答①]	「保有個人情報保護研修」の対象者は、事務職員と会計年度任用職員を対象にし、改正個人情報保護法にかかる内容の研修とした。「特定個人情報保護研修」の対象者は、特定個人情報を取扱う職員を対象とし、ヒヤリハット事例を含めた研修とした。なお、内容は毎年見直している。

[質問②]	監査は、誰が行うのか。
[回答②]	「保有個人情報の監査」については、外部委託するかどうかを検討中であるため、今年度は実施していない。「特定個人情報の監査」は、行政総務課とDX推進課が主体となり3月に監査を実施する予定である。なお「特定個人情報の監査」については、毎年2課程度を監査対象としている。
【質問②】	市の監査委員事務局とは別のものになるのか。
【回答②】	そのとおりである。
【質問③】	「特定個人情報保護評価書」の評価主体者は誰か。誰が評価を行うのか。
【回答③】	「特定個人情報保護評価書」の事務ごとに、その事務を取扱う担当課又は担当職員が、国指定の様式で、評価・見直しを行う。
【質問④】	静岡市では、「特定個人情報保護評価書」を外部の有識者に点検させているが、島田市と静岡市で、取扱いの違いはあるか。
【回答④】	静岡市以外でも、審議会などの場で「特定個人情報保護評価書」を報告し、意見をもらっている市がある。島田市においても、個人情報保護審議会で、「特定個人情報保護評価書」や「自己点検結果」や「監査結果」を報告し、御意見をいただく場、改善に繋がる場にしていきたいと考えている。
(2) 個人情報取扱事務届出簿の報告	
[質問⑤]	令和5年度は、新規が23件、廃止が8件であるので、トータル15件増えているという理解でよろしいか。
[回答⑤]	そのとおりである。
(3) 安全管理措置の実施状況報告	
[質問⑥]	委託先の監督に関連して、個人情報を取扱う事務の委託はどのくらいあるのか。また、委託する個人情報の取扱いについて、統一的な市の方針はあるのか。
[回答⑥]	委託の件数は把握していないため、現状わからないが、今年度から「個人情報取扱事務届出簿」の様式を見直し、委託の有無も記載するように変更したので、新様式への移行が進めば、おおまかな件数を把握することが出来ると考えている。また、委託する個人情報の取扱いについては、市の統一的な方針を明確に定めていないため、各課の判断によることになるが、個人情報の取扱いが多ければ多いほど、漏えいのリスクが高まるので、必要最低限の範囲で委託するように、案内していく必要があると考えている。

【意見⑥】	市が行うとしても、個人情報、業務に必要な限りにおいて、出来るだけ少なく集めるようにし、余計な個人情報をむやみに保有することのないことが、結果的に個人情報の保護に繋がっていくことになるので、その考え方は、委託の場合にも通ずるものと考えている。
[質問⑦]	委託先はきちんとやっているのか。業務をよくわからない会社に再委託したりしていないか。どこでも仕事出来る時代であり、信用出来ないこともある世の中。個人情報が漏れるようなことはあってはならないので、必ず委託先の監査なりが必要になると思うが、危機管理上、どのように考えているのか。
[回答⑦]	再委託する場合には、再委託先の制限や市の承諾の必要性を契約書に盛り込んでいるので、適切に個人情報を取扱うものと考えているが、状況に応じては、委託先に対して、実地監査を実施していくことになっていくと考えている。
【意見⑦】	報道されている漏えい事案でも再委託先での事案であったり、委託先との関係性が非正規雇用の事案だったりするのを目にする。なかなか難しいところであるが、非常に重要な情報をどうしても委託しなければならない場合や、大量の案件を委託するような場合には、市としても、その委託先に対して常に注意をしている度合いを高め、しっかり監視していることを見せる必要があるかもしれない。そこまでやった上で、漏えい等が起きてしまったものについては、市としてこれだけ努力したのだから、仕方のないことだと言えるのではなかろうか。非常に難しい世の中で、テレワークも委託先でやる可能性もあるので、きちんと管理しているのかどうか、議論が必要なものであり、現代的な課題であると言える。
[質問⑧]	刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会については、原則としては、警察からの根拠ある照会に対しては応答するということがよろしいか。その上で、きちんと照会者の確認と目的等を管理する趣旨でよろしいか。
[回答⑧]	そのとおりである。
[意見⑧]	ごく稀に出せない場合もあるので、そうした案件の勉強も必要であるかと思う。個人情報保護委員会からQ&Aも出ているので、職員研修などで使っても良いかと思う。
(4) 漏えい等事案の報告	
[質問⑩]	漏えいしたことが発覚したのはいつの段階か。市民からの問合せで発覚したのか、送った瞬間に職員が気づいて発覚したのか。

	[回答⑩]	市民からの問合せで発覚している。
	【質問⑪】 (会長宛)	メールの誤送信を防ぐにあたり、こういう方法でやっているなどの他市の事例を紹介いただきたい。
	[回答⑪] (会長)	BCCで送るべきところをCCで送ってしまい、自分以外の誰に送っているのかがわかってしまう漏えいが発生した事案の再発防止策として、メールを送付するには、リスト（相互にメールアドレス等を見ることが出来ない）を作り、そのリスト先にしか送付出来ない仕組みを構築した事例がある。個人情報が出漏れないようなメーリングリストの作成は、システムに詳しい方であれば、研究されて手作りすることが容易であるかもしれない。
	[質問⑫]	ダブルチェックもしたけど、誤送信してしまったケースなどはあるのか。
	[回答⑫]	今のところ把握していない。
	[意見⑫]	誤送信がなくなる以上、システムで出来なくすることも大事であるとする。一回の送付時に100件以上は送れないようにするとか、問い合わせフォームの回答は、応答フォームでなければ回答できないようにするなど。コピーのミスや勘違いなどは必ず起こるということを前提に、コストはかかるが、全体のリスクを鑑みてシステムを変更することは必要なことだと考える。
	[意見⑫]	誤送信してしまった者のショックは大きく、送信する重みも大きいと認識しなくてはならない。仕組みで解決できるのであれば、職員を守ることも出来る。お金はかかるけれど、システムで出来るのであれば、職員の負担を軽減（ストレス解消）し、働き方改革の一つとして取り組むことも重要であるかと考える。
	(5) 来年度に向けて	
	[質問・意見]	特になし
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第1回島田市個人情報保護審議会次第 ・ 【資料】 島田市における個人情報保護制度の運用と取組について ・ 【別紙1】 個人情報取扱事務届出簿受付一覧 ・ 【別紙2】 漏えい等発生時における連絡体制 ・ 【別紙3】 防犯カメラ等の設置及び運用の整備 ・ 【別紙4】 個人情報保護に係る情報発信 ・ 【別紙5】 「特記仕様書」の利用徹底について 	
会議を所管する課の名称	行政経営部 行政総務課	
その他必要な事項	なし	